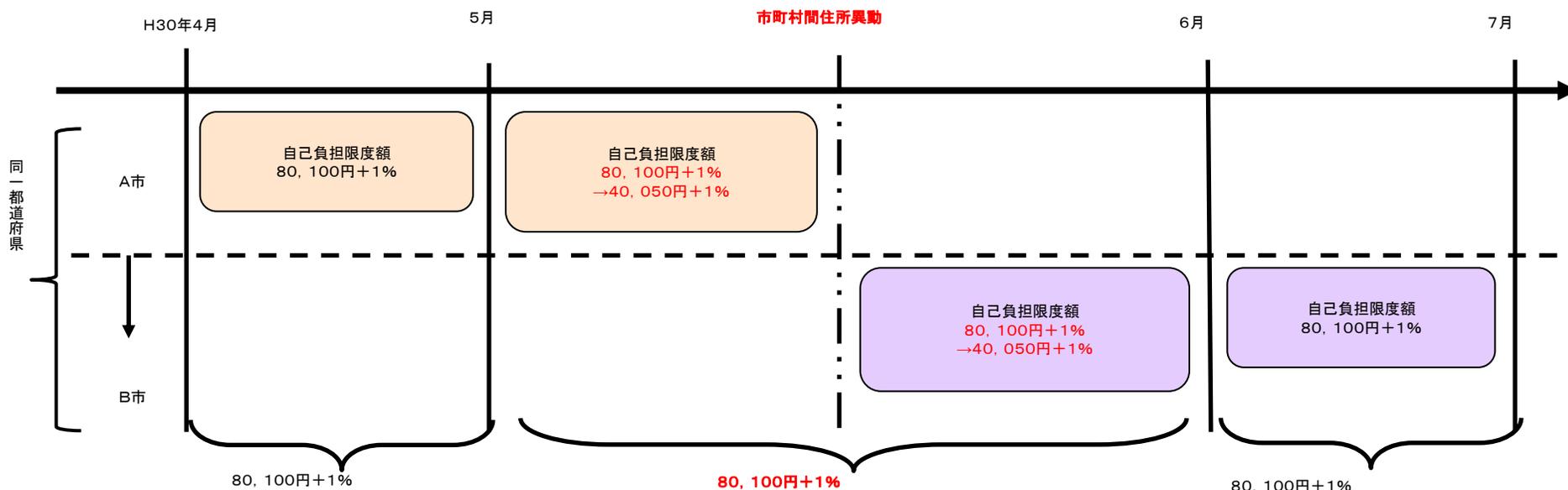


同一都道府県内市町村間の住所異動月における自己負担限度額の取扱い

- 今般、都道府県が市町村とともに国民健康保険の保険者となることから、都道府県単位で資格の付与が行われることとなる。
- これに伴い、同一都道府県内の他市町村へ住所異動した場合に、住所異動しない場合と比べて一部負担金の額が最大2倍となることのないよう、転居月については、居住日数にかかわらず、転出元の市町村と転入先の市町村における自己負担限度額をそれぞれ本来の2分の1に設定する。

(例) 同一都道府県内の市町村をまたがる住所の異動があった場合（基礎控除後所得210万円～600万円の70歳未満の世帯）



- 上記の取扱いは、住所異動後も転入地の市町村において引き続き世帯の継続性が認められた世帯に対し行う。
- 簡素な仕組みとするため、同一月に3市町村以上にまたがる住所異動があった場合についても、自己負担限度額は市町村ごとにそれぞれ1/2ずつとする。